

緊急事態宣言発出に伴う愛知県臨床実習指導者講習会の開催について

受講者の皆さまへ

1月13日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、愛知県、岐阜県始め7府県に対し、緊急事態宣言が発令されました。期間は2月7日(日)までです。発令に伴い、愛知県理学療法士会理事會にて、2月7日までに予定されていた**愛知県臨床実習指導者講習会の開催は中止**と判断いたしました。

開催中止会場 1月30-31日:名古屋平成看護医療専門学校 会場
2月6-7日 :星城大学リハビリテーション学院 会場
2月6-7日 :豊橋創造大学 会場

緊急事態宣言解除後に関しましては、講習会開催週の月曜日に開催の可否について、県士会HP上でお知らせいたします。

受講者をはじめ会員の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、コロナ禍における緊急な対応にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

臨床実習指導者講習会運営委員会
委員長 坂口勇人